

甲府法人会たより



青年・女性部会 合同総会 懇親会後の記念写真

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和8年8月

第171号

題字 関 会長



甲府法人会 公式 LINE

友だち追加を
お願いします!

主な内容

巻頭寄稿
第16回定時総会
タオル等寄贈
税金教室
バスケットボールクリニック&税金教室
甲府税務署の異動関係
令和9年度税制改正に関する提言
法律相談Q & A
税務相談Q & A

巻頭寄稿

「税を学び、絆を深め、共に未来へ」



公益社団法人甲府法人会
一般社団法人山梨県法人会連合会

専務理事 酒井 信

このたび、太田広報委員長のご指名により「巻頭寄稿」を担当させていただきましたことになりました、甲府法人会専務理事の酒井です。

会員の皆様におかれましては、日頃より当法人会の活動に対し、多大なるご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、中小企業を取り巻く経営環境は劇的に変化しており、「税について知ること、学ぶこと」の重要性は年々増しております。相次ぐ税制改正やデジタル化への対応は、単なる事務処理の変更に留まらず、企業の財務戦略や競争力に直結する重要な経営課題です。不確実な時代において、正しい税知識をいち早くアップデート

トすることは、自社を守り、成長させるための最大の武器となります。

法人会では、甲府税務署との連携を一層強化し、より専門的で信頼性の高い税務研修会や実務セミナーを積極的に企画・発信してまいります。

同時に、昨今のDX化の進展に伴い「インターネットセミナー」や「オンラインを活用した研修会」の導入など「学びのカタチ」も時代に合わせて進化させていきます。

私事ではございますが、私は週末バレーボールのコーチとして地域の子どもたちの指導にあたりとともに、山梨県バレーボール協会の常務理事としてスポーツを通じた地域活性化にも取り組んでおります。ボールを

追う子どもたちから受け取る「若いエネルギーと瑞々しい感性」は、私にとっても大きな原動力です。また、スポーツを通じて地域の人々を結びつけ、地域を元気にしていくプロセスは、まさに法人会が目指す「活力ある地域社会の実現」という公益目的と深く共通するものがあると確信しております。次世代に繋ぐという視点を大切にしながら、スポーツ振興で培ったエネルギーと地域ネットワークを、今後の法人会活動の推進や事務局の業務執行にも活かしていきたいと考えております。



子供たちとともに

このように、多様な「学びの場」や地域を元気にする力をさらに価値あるものにするのが、「会員の交流事業」です。地域の経営者が集い、共に学び、課題や知恵を分かち合う。これこそが法人会ならではの強みだと思います。

新たな会員を迎え入れ、既存会員の皆様との間で新たなビジネスのヒントや強い絆が生まれるような、交流の場を作っていきたいと考えています。

地域の経営者が手を取り合い、組織としての「結集力」を高めることは、公益活動の輪を広げるだけでなく、税制改正要望をはじめとする「地域の声を国や社会へ届ける発言力」の強化にも直結いたします。ぜひ、皆様のお近くのおき経営者、未来を担う起業家の皆様を、当会へご入会いただけますようご案内をお願い申し上げます。

結びになりますが、会員企業のますますのご発展と、皆様のご健勝を心より祈念いたしまして、巻頭の寄稿とさせていただきます。

第16回定時総会を開催

5月18日、甲府記念日ホテルにおいて、第16回定時総会を開催し、会員企業108社が出席しました。

本総会は関会長の挨拶の後、第50回理事会議議を経て上程された議案の審議を行い、令和7年度決算の議案が審議され、満場一致にて承認されました。

令和8年度も、「税知識の普及・啓発活動」の拡大、社会貢献事業などに一層力を入れていくことを確認しました。

議事終了後の表彰式では、当会に永年ご

尽力をいただいた役員等に対する表彰を行いました。

功労者表彰受彰者

専務理事 酒井 信（公社）甲府法人会

会員増強表彰

専務理事 酒井 信（公社）甲府法人会

（令和7年度 正会員獲得7社）



表彰式



あいさつする関 会長



小林 甲府税務署長の祝辞



関口 山梨県総務部長の祝辞



樋口 甲府市長の祝辞



あいさつする大木 青年部会長

5月12日、青年部会及び女性部会の第16回定時総会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の小林署長をはじめとする幹部職員の皆様、親会から関会長と篠原青年部会・女性部会担当副会長にご出席いただきました。

青年部会及び女性部会ともに、令和7年度の事業報告と令和8年度の事業計画が満場一致にて承認されました。

両部会ともに、承認された事業計画に沿って、特に租税教育活動に注力して活動を進めていくことを確認しました。

青年部会・女性部会の定時総会を開催 租税教育活動を積極的に取り組むことを承認



篠原 青年部会・女性部会担当副会長の祝辞



あいさつする雨宮 女性部会長



令和8年度 源泉部会講習会

「知らない」と損する！源泉所得税のポイント総整理」がスタート

源泉部会講習会は、6月11日にアピオ甲府タワー館において第1回を開催しました。初級講座と上級講座を行い、来年1月までの全6回がスタートしました。

初級講座の開講式では佐々木源泉部会長、上級講座の開講式では山寺源泉副部会長が挨拶を行い、講師は甲府税務署源泉所得税担当の齋藤国税調査官が務めました。

本講習会は研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。また、会場参加だけでなくリモートでの参加も可能ですので、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

＜研修内容・日時＞

（上級講座）※第2回、第5回、第6回は初級と合同開催

	開催日	講習内容
第3回	9月17日(木) 午後1:30～3:15	特殊な給与・ 現物給与の取扱い ○非課税となる給与 ○各種手当・現物給与 ○誤りやすい事例
第4回	10月15日(木) 午後1:30～3:15	報酬・料金等の 源泉徴収事務 ○概要 ○誤りやすい事例、 問い合わせが多い内容 ○問題演習(計算演習等)



第2回(8月27日)からの受講も可能です。

← お申し込み・詳細はこちら

（初級講座）

	開催日	講習内容
第2回	8月27日(木) 午後1:30～3:15	労務関係 ※初級・上級講座合同開催 ○社会保険・雇用保険等の実務のポイント ○改正の内容等
第3回	9月17日(木) 午前10:15～正午	特殊な給与・現物給与の取扱い ○非課税となる給与 ○各種手当・現物給与 ○問題演習
第4回	10月15日(木) 午前10:15～正午	年末調整事務【初心者向け基礎講座】 ○年末調整のしかた(概要解説及び問題演習) ○誤りやすい事例
第5回	11月5日(木) 午後1:30～4:00	年末調整事務 ※初級・上級講座合同開催 ○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出 ○給与支払報告書の書き方と提出
第6回	令和9年 1月21日(木) 午後1:30～3:15	給与所得者の確定申告 ※初級・上級講座合同開催 ○年末調整で受けることができない控除 (医療費控除・住宅借入金等特別控除[1年目]等) ○給与所得者で確定申告が必要となる場合 (給与以外に収入があるとき) 法定調書関係 ○提出の際の注意点

寄せられた品々

タオル類	400 枚
石けん類	43 個
箱ティッシュ	80 個
ポケットティッシュ	2,500 個
使用済み切手	6.85kg
未使用テレホンカード	8 枚



社会貢献活動

会員から寄せられたタオル等を寄贈

7月15日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、会員の皆さまから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。寄贈式では、関会長から山梨県福祉保健部健康長寿推進課の天野課長、山梨県社会福祉協議会の高野会長に、それぞれ贈呈しました。これらの品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県内の福祉施設などに贈られます。今年度も、引き続き寄贈活動をはじめとした社会貢献活動を行ってまいります。



山梨県社会福祉協議会への寄贈



山梨県への寄贈

青年部会・女性部会員が実施した「税金教室」

実施日	学 校 名	講 師
6月5日	南アルプス市立櫛形西小学校	内藤誠子 氏、三澤早苗 氏
6月9日	甲斐市立双葉西小学校	大木賢太郎 氏、中沢雄一 氏、遠藤宗和 氏、笠井健弘 氏
6月10日	韮崎市立韮崎北東小学校	細田和宏 氏、小原一浩 氏、日原孝樹 氏
6月18日	甲斐市立竜王南小学校	雨宮恵美 氏、野田みゆき 氏、本田祐美 氏
6月23日	韮崎市立韮崎小学校	小原一浩 氏
6月24日	北杜市立泉小学校	内藤誠子 氏
7月7日	南アルプス市立白根源小学校	永井理恵 氏、野田みゆき 氏
7月14日	北杜市立小淵沢小学校	細田和宏 氏
7月16日	韮崎市立甘利小学校	遠藤宗和 氏、細田和宏 氏、鮫田光一 氏、日原孝樹 氏



南アルプス市立櫛形西小学校



甲斐市立双葉西小学校



韮崎市立韮崎北東小学校



韮崎市立韮崎北東小学校



甲斐市立竜王南小学校



韮崎市立韮崎小学校



北杜市立泉小学校



南アルプス市立白根源小学校



北杜市立小淵沢小学校



韮崎市立甘利小学校



バスケットボールクリニック



税金教室

7月5日、甲斐市数島体育館において「バスケットボールクリニック&税金教室」を開催しました。山梨県内のミニバスケットボールチーム（16チーム190名）が参加し、バスケットボール女子Wリーグ山梨クイーンビーズ（以下・山梨QB）のプロ選手9名が講師となりました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として山梨県法人会連合会と、県内4法人会の共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会からも部会員4名が参加し協力しました。

バスケットボールクリニックに入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、講師は山梨QBの石川明日香選手と渡邊愛加選手（共に山梨県出身）に務めていただきました。「オリンピックの報奨金には税金がかかる？」や、「小学校の体育館はいくらぐらいの税金で造られている？」など、バスケットボールに関連した問題で、会場に集まった全員が税金について楽しく学ぶことができました。

バスケットボールクリニックでは、山梨QBの選手の華麗なプレーの見学や技術指導のほか、児童とプロ選手のミニゲームも行い、会場は大変盛り上がりしました。

また、クリニック終了後、女性部会が取り組んでいる『いちごプロジェクト（節電啓発事業）』のうちわも、甲府法人会女性部会員6名が配布しました。



税金クイズに答える児童



税金教室の講師を務めたプロ選手



プロ選手と対決



レイアップシュートを学ぶ児童



うちわを配った女性部会員



長蛇の列となったサイン会



参加者全員で記念写真

女性部会 3B体操教室

女性部会では6月3日に甲府法人会館において「3B体操教室」を開催し、20人が参加しました。

「3B」とは3つのB（ボール、ベルター、ベル）を使い「遊びの要素」「気軽に」「体に無理なく」をキーワードに、老若男女問わず、誰でも楽しめるように考案された健康体操です。

講師は、3B体操協会の山田富士枝氏に務めていただきました。

音楽に合わせてウォーミングアップや、楽しみながら筋力運動、ストレッチなど、皆さん今以上にさらに若々しく、しなやかな体づくりに汗を流しました。



法人会全国女性 フォーラム（埼玉大会）

4月16日、「第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会」が大宮市のソニックシティにおいて「彩の国から輝く未来へ」女性が創る新時代」を大会キャッチフレーズに開催され、全国から女性部会員約1600名が参加され、甲府法人会女性部会から7名が参加しました。

テレビでお馴染みの落語家・林家たい平氏を講師に迎え「笑顔のもとに笑顔が集まる」をテーマに記念講演が行われました。

その他、全国の小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品の展示や、埼玉県の銘菓や伝統工芸品などが数多く並んだ物産展も行われました。



着任の御挨拶



甲府税務署長

小熊 一臣

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、甲府税務署長を拝命し、東京国税局徴収部国税訟務官室長から着任いたしました小熊でございます。前任の小林署長同様、格別のご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

関会長をはじめ、甲府法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じて税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とした各種研修会の開催をはじめ、税に関する絵がきコンクールや小学生の税に関する習字展の実施のほか、地域のプロスポーツクラブと連携した税金教室の開催など、次世代を担う子供たちの育成に長年積極的に取り組んでこられました。また、富士山クリーン作戦への参加や会員から

寄せられたタオル等の寄贈など、幅広い地域社会貢献活動にも継続的に取り組んでおられるなど、地域社会の発展に大きく寄与されていることに深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

私も税務署といたしましても、貴会との信頼関係と良き慣行を大切にしながら連携を二層深め、研修会への講師派遣や各種事業への協力を通じて、引き続き法人会活動のお役に立てるよう努めてまいります。

さて、近年、事業活動を取り巻く環境が大きく変化する中、人手不足への対応や生産性の向上が、多くの事業者にとって重要な経営課題となっており

ます。このような課題への対応には、経理・税務をはじめとするバックオフィス業務の効率化が重要であると考えており、国税当局では、納税者の利便性向上と事務負担の軽減のため、e・Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

特に、法人税申告におきまして、主要な別表、財務諸表や勘定科目内訳明細書などの添付書類を全てe・Taxで送信する「ALLe・Tax」を推進しております。ALLe・Taxは、業務の効率化、ペーパーレス化及びコスト削減に資する有効な取組であります。

また、キャッシュレス納付につきましては、とりわけ納付機会の多い源泉所得税について重点的に利用拡大を図っております。キャッシュレス納付は、金融機関や税務署へ出向くことなく納付できるため、納付に係る時間や手間の削減、事務負担の軽減につながり、事業者の皆様の業務効率化にも資するものと考えております。

こうした取組が地域の事業者幅広く浸透していくには、税務署の取組だけでは十分ではなく、地域の事業者にも身近な存在である法人会の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。

甲府法人会の皆様におかれましては、ALLe・Taxの推進や源泉所得税をはじめとするキャッシュレス納付の利用拡大について、会員企業への周知・広報等を通じて、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

令和 8 事務年度・法人系統職員新旧対照表

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等
署 長	オグマ カズオミ 小熊 一臣	東京国税局 徴収部 国税訟務官室長	コバヤシ ミチヲ 小林 道太	退職
副 署 長	カナイ ヒロヤス 金井 洋和	東京国税局 総務部 企画課 内部事務センター化PT 課長補佐	マエダ マサタカ 前田 昌孝	東京国税局 課税第二部 甲府税務署派遣 酒類業調整官
法 人 1 統 括 官	オオムラ ソウシ 大村 総司	日野税務署法人課税第1部門 統括国税調査官	オオヤマ ナミ 大山 千奈美	甲府税務署 特別国税調査官 (法人調査担当)
法 人 2 統 括 官	ナカモリ ハナエ 中森 花江	(留 任)	ナカモリ ハナエ 中森 花江	(留 任)
法 人 審 理 担 当	ノト ヒカル 能登 光	(留 任)	ノト ヒカル 能登 光	(留 任)
源 泉 審 理 担 当	ホリウチケンタロウ 堀内 健太郎	品川税務署法人課税第6部門 国税調査官	サイトウ ショウタ 齋藤 翔太	東京国税局 課税第二部 統括国税調査官 (間接諸税担当)付 国税調査官

甲府税務署 異動関係 法人会に関係する職員のご紹介（敬称略）



法人課税第1部門 統括国税調査官

大村 総司

趣味：サウナ

山梨税務署勤務を経て10年ぶりの山梨県勤務です。甲府法人会がより注目されることを目指し頑張ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



副 署 長

金井 洋和

趣味：ランニング、酒蔵巡り

長野県諏訪市の出身であり、信玄公のおひざもとである山梨県には深いご縁を感じております。歴史と伝統を大切にしながら、法人会がさらなる発展を遂げられるよう力を尽くしてまいりますので、一年間よろしくお願いいたします。

法人課税第2部門 国税調査官（源泉審理）

堀内 健太郎

趣味：旅行、御朱印集め

初めての山梨県勤務ということでもまだまだ分からないことばかりですが、日々多くのことを学びながら業務に取り組み、皆様の活動の一助となれるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。

法人課税第1部門 上席国税調査官（法人審理）

能 登 光

趣味：北海道日本ハムファイターズ、サウナ、靴磨き

甲府署勤務2年目となりました。昨年は山梨の空気と県民の皆様の温かさに触れ、ココロもカラダも「清く美しく」なれた気がしています。今年も法人会活動を通じて皆様のお役に立てるよう全力で頑張ります。よろしくお願いいたします。

法人課税第2部門 統括国税調査官

中森 花江

趣味：読書、美味しい物を食べる

昨年は源泉所得税のキャッシュレス納付のご案内で管内各地を訪問し、多くの皆様と交流する機会をいただきました。本年も引き続き訪問を予定しております。皆様の利便性向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

キャッシュレス納付をどうぞご利用ください

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。



おすすめ

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

- こんな方におすすめ
- ☐ e-Taxで申告等をされている方
 - ☐ 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

- こんな方におすすめ
- ☐ 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
 - ☐ 個人事業主で毎年申告している方

インターネットバンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



- こんな方におすすめ
- ☐ e-Taxで申告等をされている方
 - ☐ インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

- こんな方におすすめ
- ☐ クレジットカード決済をよく利用されている方
 - ☐ ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

スマホアプリ納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

- こんな方におすすめ
- ☐ スマホ申告をされた方
 - ☐ 普段からPay払いを利用されている方

令和9年度 税制改正に関する アンケート調査結果

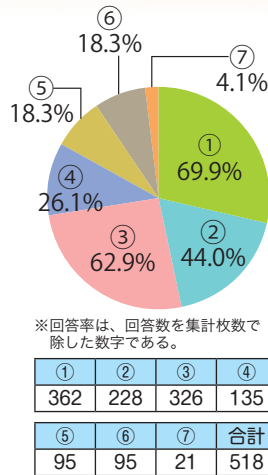
(令和8年4月実施)
回答総数 518社

甲府法人会および山梨県法人会連合会では、本年4月に「税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は518社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和9年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。



Q1 中小企業向け税制

令和9年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下の3つ以内で選んでください。



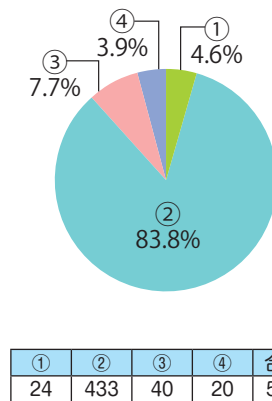
- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

Q2 交際費課税

交際費課税について、中小法人は①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入のいずれかを選択して適用することが認められています。また、令和6年度税制改正では、社外の人との飲食等で一人当たり1万円以下の飲食費については、交際費等の範囲から除外されました。与党は、交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、令和9年度の税制改正で交際費課税の見直しを行う方針です。あなたの会社における交際費の状況等についてお聞かせください。

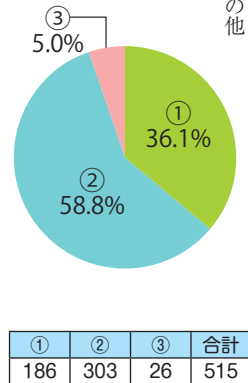
(1) 定額控除(800万円)

- ① 交際費は定額控除を超えて支出している
- ② 交際費は定額控除の範囲内で支出している
- ③ 中小法人以外であり、定額控除の適用はない
- ④ その他



(2) 交際費から除外される飲食費の額(1万円)

- ① 飲食費の金額基準はさらに引き上げたほうがよい
- ② 飲食費の金額基準は現行のままでよい
- ③ その他



Q3 消費税/インボイス制度

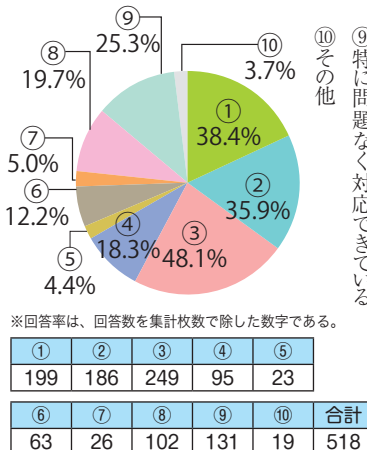
課税事業者の方にお聞きます。インボイス制度が導入されて3年目となりますが、現在でも負担に感じる作業について、以下より3つ以内で選んでください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業

Q4 消費税/インボイス制度

課税事業者の方にお聞きます。令和8年度の税制改正では、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の二定割合を控除可能とする経過措置が見直されました(参考: 参照)。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく(すでに抑制等しているを含む)
- ③ 課税仕入れを70%から50%控除できるまでは取引を行う
- ④ 課税仕入れを30%控除できるまでは取引を行う
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他



- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他

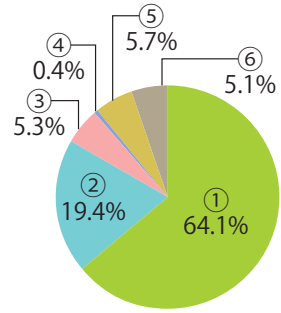
Q5

消費税／食料品に対する消費税率

今般の衆議院選挙において、与党は2年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにするとの公約を掲げました。今後、社会保障と税の体改革を議論するための「国民会議」を立ち上げ、実現に向けた検討を加速させていると見えます。食料品に対する消費税率を引き下げる点については、事業者の立場としてどのように考えるでしょうか。

〈参考〉インボイス制度の特例措置である、免税事業者から仕入れた際に仕入税額相当額の定割合を控除できる措置が令和8年度税制改正で次の通り見直されました。

【改正前】令和5年10月から3年間は80%の控除が可能
令和8年10月から3年間は50%の控除が可能
【改正後】令和8年10月から2年間は70%の控除が可能
令和10年10月から2年間は50%の控除が可能
令和12年10月から1年間は30%の控除が可能



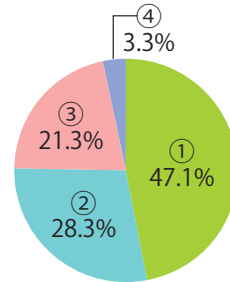
①	②	③
314	95	26

④	⑤	⑥	合計
2	28	25	490

Q6

事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。令和8年度の税制改正では、納税猶予制度の特例措置において特例承継計画の提出期限が1年6か月延長されました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。



①	②	③	④	合計
241	145	109	17	512

- ① 社会保障財源への影響も大きく、レジシテムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである
- ② 物価高対策として有効であると考えられる
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他

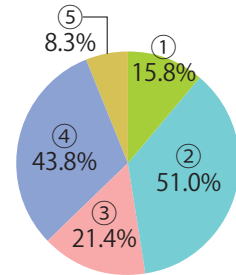
Q7

所得税／基礎控除等①

令和7年度の税制改正では、所得税が課税されない給与収入額が103万円から160万円(年収200万円以下の場合)へと拡大されました。これを踏まえ、昨年におけるあなたの会社のパート従業員等の「就業調整」の状況についてお聞かせください。

- ① 就業調整は解消された
- ② 多少は就業調整が解消された
- ③ これまでと変わらず就業調整は行われた
- ④ もともと就業調整は行われていない
- ⑤ その他

〈参考〉「納税猶予制度とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。特例措置は一般措置より大幅に要件が緩和され、(一)令和9年9月末までに特例承継計画を提出し、(二)令和9年12月末までに実際に承継を行うこと」で、納税猶予割合が100%になります。

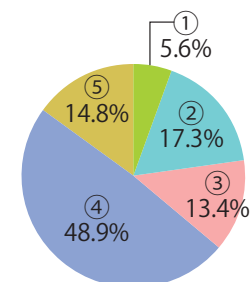


①	②	③	④	⑤	合計
82	264	111	227	43	518

Q8

所得税／基礎控除等②

物価が上昇傾向にある場合、基礎控除額が定めのままだと、実質的な税負担が増えることが指摘されています。令和8年度の税制改正では、直近2年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みが新たに導入されました。2年ごとに控除額が変動する制度について、事業者の立場としてどのように考えますか。



①	②	③	④	合計
265	72	169	10	516

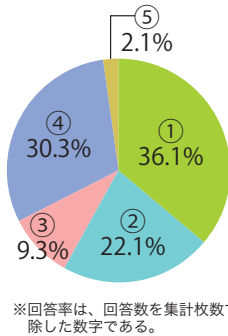
- ① 従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である
- ② 制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他

①	②	③	④	⑤	合計
29	89	69	252	76	515

Q10

地方税/固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税はその税収が景気に左右されないことから地方税に適用していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。令和8年度の税制改正では、家屋および償却資産に係る免税点が引き上げられましたが、固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を3つ以内で選んでください。



※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

Q9

所得税/給付付き税額控除

政府与野党は、中低所得者層の税負担を軽減し所得に応じて手取りが増える仕組みとして「給付付き税額控除制度」の導入を検討しています。「給付付き税額控除」は国民の所得を把握した上でその多寡に応じて税額控除や給付を行う制度であり、特に低所得層への現金給付が手厚くなる仕組みです。そのためには個人個人の所得を正確に把握することが求められます。この制度の導入についてあなたはどのように考えますか。

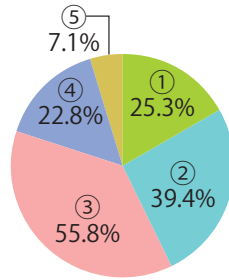
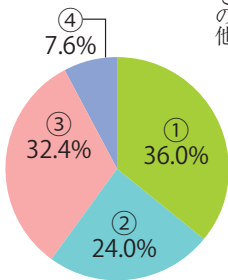
- ① 公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき
- ② 現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき
- ③ いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき
- ④ 現時点では判断できない
- ⑤ その他

Q11

厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は、厚生年金の加入対象となっています。今後は、2035年までに企業規模要件（従業員10人以上）等が段階的に撤廃されることになりました。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、あなたはどのように考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ 現時点では判断できない
- ④ その他



- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点をさらに引き上げる
- ⑤ その他

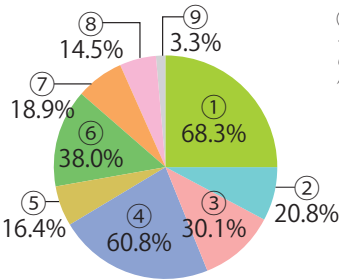
（参考）令和8年度税制改正では、家屋に係る固定資産税について免税点が30万円（改正前20万円）償却資産に係る免税点が180万円（改正前150万円）に引き上げられました。

Q12

行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他



■会員区分

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合計
回答数	7	106	382	495
構成比	1.4%	21.4%	77.2%	100.0%

■資本金

	1千万円以下	千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円以下	5億円超	合計
回答数	253	199	23	5	5	16	501
構成比	50.5%	39.7%	4.6%	1.0%	1.0%	3.2%	100.0%

■前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	352	91	60	503
構成比	70.0%	18.1%	11.9%	100.0%

■主たる業種

	製造業	建設土木不動産	卸売小売飲食	サービス	その他	合計
回答数	107	143	103	75	78	506
構成比	21.1%	28.3%	20.4%	14.8%	15.4%	100.0%

■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合計
回答数	137	191	137	24	15	504
構成比	27.2%	37.9%	27.2%	4.8%	3.0%	100.0%

一般社団法人山梨県法人会連合会

令和9年度

税制改正に関する提言

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和9年度税制改正に関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人全国法人会総連合に提出しました。

総論

昨今の中東情勢等により、世界経済は不確実性の高い経営環境におかれ、更なる不安定で先行きの不透明感が増し、各国は、その動向に戦々恐々としている。国内では、依然として、物価の上昇に歯止めがかからない状況となっている。特に、日本の主食であるコメの価格の高止まりは深刻な問題となっている。国内外の経済は、まじく混迷をきたし未来を描けない状況となっている中ではあるが、引き続き経済活動の正常化、景気の回復に期待するところである。人口減少や少子高齢化といった諸課題の山積している昨今ではあるが、持続可能な税制改正（措置）の実現に取り組み、国内経済の改善を図るべく提言をする。



1. 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化に向けて

我が国の令和8年度の一般会計の総額は、約122兆円となり、4年連続で、110兆円を超え、過去最大となった。全体の3分の1を占める「社会保障費」についても、39兆500億円余で7600億円余増えて最大となり、高齢化に伴い医療や年金にかかる支出が増えるほか、子育て支援として行われる財政健全化は国家的課題である。国の借金拡大を止めるには、政策経費を税収などで賄えるかを示す基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化することが欠かせない。また、本格的な歳入・歳出の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

少子高齢化の急進で今後の社会保障給付は、更に急速な増大が見込まれる。団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、年金を始めとした社会保障費は膨張し続け、社会保障制度の維持が困難な状況にある。

政府は社会保障制度改革について、「現役世代の負担軽減」と「社会保障の持続可能性確保」を同時に追求する方向性を示し、社会保障と税の一体改革に関する「社会保障国民会議」を設置して議論を進めているが、消費税の逆進性緩和や中低所得層の可処分所得増、また所得再分配の強化を狙って「給付付き税額控除」を導入し、政府が子育て世帯に給付額を

加算するなど優遇するほか、働く高齢者を支援対象とする方向で調整している。

年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、今後数十年間の人口動態を予想したうえで新たな社会保障制度の抜本的制度改革を行うとともに、将来世代が安心して信頼できる「持続可能な制度」を実現することを要望する。

(3) 行政改革の徹底

社会保障の3大支出である「年金」「医療」「福祉」は年々増加の一途を辿り、財政赤字の根源となっており、かたや少子高齢化、人口減少で収入が減少する中、支出は増加し続けているため、社会保障費への収支バランスが崩れて、このままでは社会保障の堅持が危ぶまれるため、社会保障費の伸びの圧縮に主眼を向けた抜本的な改革が必要である。

また、自民党の裏金問題に端を発して一昨年6月、12月には政治資金規正法が改正され、政策活動費そのものは「廃止」方向で議論が継続しているものの、政治不信の大きな原因であるにもかかわらず、使途公開義務が削除され、政策活動費の透明化が先送りされている。

裏金の根源となる政党助成金から各議員に配られる領収書不要の政策活動費の額は国民意識とかけ離れていることが明らかにされたこともあり、政党助成金の削減を始め、地方議員も含めすべての議員定数及び議員報酬の一層の削減を求めるものであり、国や地方においても自ら身を削る行政改革による「歳出削減」に真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要であると考えられる。

(4) マイナンバー制度

マイナンバーの利用範囲については徐々に拡大し、「マイナ保険証」、「マイナ免許証」が運用されているが、「マイナ保険証」、「マイナ免許証」とともに利用に関するトラブルが報告されるなど、マイナンバー制度への不信任・誤理解・トラブル・健康保険証廃止の混乱が生じている。

令和8年2月末時点での普及率は約8割に達し、行政基盤としては定着しつつあるものの、利用率は低く、健康保険証利用は約3割にどまり、データ誤紐付けや本人確認の曖昧さなど、制度設計の根本的問題が指摘され、制度全体の再設計が必要との専門家の提言も出ている。

政府においては、国民の信頼確保を最優先に、強固な個人情報保護体制及び高度なセキュリティ対策を継続的に強化するとともに、制度運用の透明性向上に努めるべきである。そのうえで、デジタル行政の利便性や安全性について丁寧な周知・広報を行い、国民の理解と信頼を得ながら、マイナンバー制度の適切な利活用を推進していく必要がある。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

① 中小企業軽減税率の特例

健全な経営に取り組んでいる中小企業が立ち行くよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額を1600万円に引き上げることを要望する。

② 中小企業投資促進税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡充し、中古貸付の用に供する設備も含めるべきである。(現時点では、令和9年3月31日まで)

③ 「少額減価償却資産の特例」

取得価格の損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、全額を損金算入とすべきである。(3年期間間延長措置・令和8年4月1日・令和11年3月31日まで)

④ 中小企業経営強化税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

⑤ 防衛特別法人税

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため創設となるとしているが、そもそも必要なのかしっかりと議論する必要がある。

(2) 事業承継税制の拡充

① 「法人版事業承継税制の特例」

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。事業に資する相続については、他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。また、「法人版事業承継税制の特例」については、特例措置の適用期限が決まっていること、認定を受けた後も一定期間ごとに都道府県や税務署へ報告が必要であること、免除を受けるためには原則として後継者が死亡するか、又は一定期間経過後に次の後継者へ事業承継税制の適用を受ける贈与をする必要があることなどの条件があり、後継者によって非常に受けづらい制度となっている。解かり

やすく、簡素な仕組みにより、納税猶予ではなく、免税になる等の制度の導入を要望する。

② M & A に対応した税制の創出

中小企業でもM & Aが事業承継に活用される事例が増加している。売り手・買い手のそれぞれに対し、事業承継を実施し、今後も事業を継続させたインセンティブとして、株式譲渡にかかる特別控除等を認めるなどの、M & Aに対応した税制の創設を要望する。

(3) 消費税への対応

① 軽減税率制度の廃止

先の衆議院議員選挙において、与党は時限的な「食料品の消費税率0%」を公約に掲げたが、0%にするためにはシステム改修等の問題から1年程度を要するとの見方があり、一方で、「1%」への引下げであれば、比較的短期間で導入可能との議論もある。しかしながら、いずれの場合においても、税率変更に伴うシステム改修や事業者の事務負担、コスト増加は避けられない。この点を踏まえると、税率変更による対応よりも、「給付付き税額控除」を速やかに導入する方が、時間をかけずに中低所得者層を支援できるとともに、事務負担や社会的コストの軽減にも資する有効な手段であると考ええる。

また、年間数兆円の消費税の減税は、社会保障財源の安定確保に影響を及ぼすことが懸念されるため、その実施に当たっては代替財源の確保など、慎重な議論が必要である。

② インボイス制度

法人会では長年にわたり、消費税率が10%程度までは単一税率が望ましいと提言してきた。その理由は、複数税率制度が納税者に複雑な事務負担と過大な納税コストを強いるためであ

る。単一税率への一本化と事業者免税点制度の廃止を行えば、現行のインボイス制度は不要となる。

現行制度では、売り手が免税事業者である場合、買い手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができず、その結果、自社が負担する消費税額が増加することとなる。このため、売り手側が免税事業者のままでいる場合には、取引継続が困難となる可能性も生じる。

こうした状況は、事業者間の公平性を損なうものであり、インボイス制度及び事業者免税点制度については、速やかに見直しを行い、制度の廃止を検討すべきである。

3. 行政の効率化

(1) 源泉所得税の納付期限

法人や事業者の取引における決済は、殆どが月末に行われており、諸公課についてもおおむね月末が納付期限となっている。

源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期の特例適用者は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

(2) キャッシュレス納付手数料の軽減

地方税・国税納付においてキャッシュレス化を推進しているが、クレジットカード納付においては決済手数料を納税者に求める形となっている。

キャッシュレス納付の利用に伴う納税コストの軽減分を勘案し、手数料の軽減又は無料化を進めるべきである。

税目別

1. 法人税関係

(1) 実態に合った法人税の構造転換について

法人実効税率は平成28年度から段階的に引き下げられ、平成30、令和元年度には29.74%と待望の20%台実現に至ったものの、OECD諸国の法人税率は20~25%が主流で国際的には高い部類にある。さらに令和8年4月から防衛特別法人税が新たに導入され、令和8年4月1日以後開始事業年度から、法人税額に対し4%上乘せられ、大企業の場合、実効税率が31.52%に上昇する見込みで、企業側は「国際競争力を損なう」と懸念している。

財務省は、法人税率引き下げ競争は国際的に歯止めがかかったとし、優遇措置の整理・効果検証を重視する方向へ転換するとしているが、税率の引き上げには慎重に判断することが重要で、企業の収益や経営体力に与える影響を十分に考慮し、今後も制度設計や適用に際しては慎重で丁寧な対応を行うことが望ましく、特に中小企業を含む広範な法人に一律的な負担増が生じることのないよう、企業規模や収益状況に応じた負担軽減や段階的な導入の検討が望ましい。

(2) 役員給与の損金算入の拡充

現行制度は、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、職務執行の対価であるため、原則損金算入を認めること。また、同族会社における役員の業績連動給与についても、経営者のモチベーションを高める

観点から、一定の要件のもと損金算入を認めることを要望する。

(3) 少額減価償却資産の見直し

中小企業等が取得価額40万円未満の減価償却資産を取得・事業に供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが、上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長することを要望する。

2. 個人所得税

(1) 所得税のあり方

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少する通減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得が低税率と分離課税が適用されているためで所得税の構造が逆進的になっている。分離課税税率の大幅な引き上げ、所得税最高税率のアップ、総合課税の導入など課税方式の見直しが必要である。

(2) 各種控除制度の見直し

所得税については、基礎控除や給与所得控除等の見直しが行われたが、所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、人的控除については累次の改正により複雑化が著しく、中小企業における源泉徴収に係る事務負担などが増加しているため、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化に当たっては、税制

だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革に相応しいものとなるよう多角的な検討を求める。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税

①基礎控除額の見直し
現行の相続税の基礎控除額（3000万円＋600万円×法定相続人の数）は、平成25年度税制改正で（5000万円＋1000万円×法定相続人の数）から引き下げられた結果、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額の引き上げを要望する。

②相続時精算課税制度非課税枠の拡大等

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適しているかが分かりづらい。また利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ない。

令和5年度税制改正で新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、令和6年1月以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらなくなり、さらに令和6年度改正では贈与者は60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は18歳以上の子・孫へと対象者を拡大し、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいとみられる。

合算される不動産などは、評価額が下がると不利で、結果として「節税にならない」ケースが発生し、制度の目的である資産移転の促進と実際の効果が乖離する。

さらに暦年課税との併用ルールが複雑であり、制度そのものも複雑で理解しにくいなど、従来からある内容の複雑さとデメリットも変わらず残っていることも事実である。

今後当該制度の活用促進を図るためには、小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようにすること。さらに、相続物件の評価については、相続時かあるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用できるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

(2) 贈与税

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化となっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを要望する。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

①償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について
償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、設備投資を阻害し、課税の公平性で問題がある。特に、製造業を中心とす

る多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

国際的にも事業用資産に対する課税が稀であるため、廃止または縮減を要望する。

②評価方法の見直し

地価が長年下落しているにもかかわらず、固定資産税は未だに過大な負担を強いられている。評価方法の適正化、税率を引き下げる等、実勢価格による税負担に近づけるべきである。

また家屋の評価額についても、建物への経年評価に改めるなど評価方法の見直しを要請する。

③固定資産評価の一元化

国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、土地の使用目的により恣意的に評価されることを防止し、行政の効率化の観点からも評価体制は一元化すべきである。

④空き家等の流動化に資する税制の創出

住宅用地に建物が存在する場合、固定資産税の税負担が最大で6分の1に軽減される一方、建物を解体して更地になると、固定資産税の負担が最大で6倍となるケースが生じている。

近年、空き家や空き店舗の増加が社会問題となる中、老朽化した建物を解体したくても、解体後の固定資産税負担の増加を懸念し、対応をためらう要因となっている。こうした建物が放置されれば、災害時における倒壊による周辺住民や通行人への危険性を高めるほか、防火上の問題や地域環境の悪化にもつながりかねない。

このため空き家等の適切な除却や利活用を促進する観点から、固定資産税の負担のあり方を含め、税制面から実効性のある空き家対策を講じる必要がある。

(2)超過課税

地方公共団体には、課税自主権の尊重の観点から財源確保や環境対策など特定の政策目的を達成するため、超過課税を実施することや法定外税を創設することが認められている。超過課税とは、地方公共団体が地方税を課税する場合通常用いる標準税率を基本とするが、標準税率を超える税率を条例で定めて課税する地方公共団体がある。課税の公平性の観点から容認できるものではない。

標準税率に戻すべきである。

5. その他

(1)震災復興

現行の雑損控除は、災害による損失と盗難・横領による損失が同じ取扱いになっている。災害による損失は、盗難・横領による損失よりも多額であり、保険金で損失がカバー出来きれないため、雑損控除から独立した控除制度の創設を要望する。

(2)環境問題に対する税制上の対応

「森林環境税」は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されており、独自に導入している府県にとっては国税となる森林環境税も上乗せされている。2種類の森林環境税は、森林保全を目的とする点で重なる部分があるため、いわゆる「二重課税」となり納税者から不満の声が上がっている。全国知事会は二重課税の誤解を受けたいため、自治体の独自の目的課税とのすみ分けを明確にするとしているが、説明及び理解は十分にされているとは言い難い。また、森林環境税を財源として自治体に配る

森林環境譲与税は、平成31年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、令和6年度税制改正において、森林面積の割合を5%上げ、人口の割合を5%下げる見直しを実施したことは評価するが、なおも森林が少なく林業が盛んでない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされないような配分算定基準となっており、さらなる基準の見直しを求める声は少なくない。

また、課税に先行して配られた財源を巡っては、都市部の自治体では使い道に苦慮し、全国の平成31～令和4年度累計交付総額約1500億円のうち未活用額が4年間で525億円に上り、令和5年度以降も多くの自治体で税金が「積み立てられるだけ」で森林整備が進まず、本来の目的(CO2吸収・災害防止)が達成されていない。それは森林環境譲与税の使いみちは「森林整備及びその促進に関する費用」や「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に使うという縛りがあり、森林の多い自治体は使い道があるが、森林がほとんどない都市部は使えず基金が膨張する要因となっている。

森林は豊富にあるが人口の少ない過疎地の山村への配分が少なくなるという逆転現象が起きており、また国から配布された森林環境譲与税が、多くの自治体において、その使い道が各自自治体の裁量に任されるため、その使い道がいまいになるという指摘がある。具体策は地方自治体の担当者に一任されているため、実際、森林・林業の担当職員がいない自治体や、1人で担当しているような自治体の多くは「お金を渡されても何をしてよいのかわからない」というケースに頭を悩まされているのが現状である。

配分基準の見直しと使い残しへの対策とともに使い道の明確な説明と見える化を検討すべきである。

(3)租税教育

税は国や地方が、国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。

しかしながら、税の意義や税の果たすべき役割を必ずしも国民全員が十分に理解しているとは言えない。

学校教育はもとより、社会全員で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

(4)その他

①印紙税の廃止

現在の印紙税法は契約書や領収書などの文書による取引には課税されるが、電子契約などのデジタル文書には課税されないというのは不公平感がある。印紙税の廃止を要望する。

②二重課税の廃止

ガソリン、酒、たばこの販売価格にはもともと税金が含まれている。それに対して更に現行10%の消費税が課され「二重課税(Tax on Tax)」であり、課税権の濫用である。

特に、ガソリンについては、毎日の生活に直結していることを鑑みれば、直ちに廃止すべきである。

以上

法律相談

特別寄与料の新設



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

相続人以外の者が被相続人の財産の維持増殖に貢献した場合、相続人に対し特別寄与料の支払いを請求できる制度を新設（相続法の改正）したと聞いていますが、それについて説明してください。

A

I. 被相続人に対して療養看護等の貢献をした者が相続財産から分配を受けることを認める制度として寄与分の制度がありますが、寄与分は、相続人にも認められています。このため、相続人ではない者、例えば相続人の配偶者が被相続人の療養看護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与しても、遺産分割手続きにおいて寄与分を主張したり、何らかの財産の分配を請求したりすることはできません。これは不公平であると言われていました。この問題に対応する方法として、相続人以外の者が被相続人との間で報酬を受ける旨の契約を締結することや被相続人が遺言で遺贈することあるいは死因贈与契約を締結すること、あるいは両者の間で養子縁組をすることなどが考えられます。

II. 特別寄与料について規定している民法1050条は次のように規定しています。【被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（「特別寄与者」（相続人相続の放棄をした者等相続権を失った者を除く）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求することができる。】

現状を踏まえ、実質的な公平を図る観点から、被相続人の療養看護等に尽くした者の貢献に報いるために、特別の寄与の制度を新設し特別寄与料を相続人に請求することができることとしました。

口 誰に請求するのが問題となりますが、請求する相手は被相続人の相続人です。請求された相続人は特別寄与料に自分の相続分を乗じた額を負担することになります。この請求は相続人全員に対してする必要はなく、相続人の一部の者に対してすることもできます。相続人の配偶者である妻が相続人である夫に請求しなくてもかまいません。特別寄与料の請求額がその分減少するだけです。

ハ 被相続人の財産の維持又は増加に貢献する行為としては、療養看護や財産上の給付など様々な類型のものが考えられますが、特別寄与の制度の適用対象は、被相続人の療養看護を無償でした場合や被相続人の事業を無償で手伝った場合など被相続人に対する無償の労務の提供があった場合に限定することとしています。事業資金の提供など、被相続人に対して財産上の給付がされ

は相続開始のときから1年を経過したときは、この限りではない。

3. 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4. 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に相続分（法定相続分又は指定相続分）を乗じた額を負担する。】

ホ 特別寄与料は被相続人の遺産が負担するという考え方ではなく相続人が負担するという考え方であることから、特別寄与者は相続財産の遺産分割協議に参加することはできず相続人に請求することになります。このため、遺産分割手続きを含めた相続をめぐる紛争を全体として早期に解決するためには、特別寄与者が権利行使をするか否かが早期に明らかにされる必要があると考えられます。そこで、前記の通り特別寄与料の権利行使について短い期間制限を設けたものであります。

二 前記の特別寄与料は被相続人が相続開始の時に所有した相続財産から遺贈の価額を控除した財産の残額を超えることができないと規定されているが、ここでいう「遺贈」とは、特定遺贈を意味し、包括遺贈や特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）は含まないと解されています。一方、生前に相続人が被相続人から多額の贈与を受けており遺産分割の際これが特別受益とされる場合は、特別受益のある者は相続により取得した財産を超えて特別寄与料を負担することになると解されています。

ヘ ところで、相続税法上は特別寄与料を受け取った特別寄与者は被相続人から遺贈を受けたとみなされ、当別寄与料が相続税の課税価格になります。特別寄与者の相続税の申告期限は、特別寄与料の額が決まった日の翌日から10ヶ月以内です。一方特別寄与料を支払った者は、被相続人から取得した相続財産の価額から特別寄与料を控除した価格が相続税の課税価格となりますので、特別寄与料を支払った者は特別寄与料の額が決まった日の翌日から4ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

税 務 相 談



物価高・資材調達難で従業員を休業させたとき
～休業時の税務と業績悪化時に活用できる税制～

東京地方税理士会 甲府支部

税理士 浅野 美香

1 従業員を休業させた場合の税務上の取扱い

中東情勢の緊迫化や物価高の長期化により、原材料・建築資材等の価格高騰にとどまらず、「必要なモノが手に入らない」という供給制約が中小企業の現場を直撃しています。資材が調達できず工事や生産が進められない結果、受注はあるのに仕事が激減し、従業員をやむを得ず休業させる——そのような声が会員の皆様からも寄せられています。雇用調整助成金などの支援策はよく知られていますが、税務面ではどのような取扱いや活用できる制度があるのでしょうか。本稿では、①休業時の税務上の取扱い、②業績悪化時に資金繰りを改善できる税制、③回復局面に向けて押さえておきたい優遇税制の3点を整理します。

(1) 休業手当は損金算入、源泉徴収は必要
会社都合(使用者の責に帰すべき事由)により従業員を休業させる場合、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です(労働基準法26条)。資材が調達できないことによる休業も、原則としてこれに該当します。休業手当は税務上、通常の給与と同様に人件費として全額損金算入できます。一方、従業員側では給与所得となるため、源泉徴収が必要です。労災による「休業補償」(非課税)とは取扱いが異なる点にご注意ください。

(2) 雇用調整助成金は「休業した事業年度」に収益計上

休業手当の支払いに対しては、要件を満たせば雇用調整助成金(中小企業は助成率3分の2)の支給を受けられます。受給した助成金は、法人税では益金(収益)として課税対象になります。

ここで実務上最も注意したいのが収益計上の時期です。雇用調整助成金は休業手当という「経費を補填する」助成金であるため、支給決定の通知が届いた時ではなく、その原因となった休業等の事実があった日の属する事業年度に収益計上します(法人税基本通達2-1-42)。例えば3月決算法人が3月に休業して助成金を申請し、支給決定が翌期にずれ込んだ場合でも、当期の決算で金額を見積もって未収計上しなければなりません。決算月の前後に休業・申請を行った場合は特にご注意ください。なお、消費税については、休業手当・助成金のいずれも課税対象外(不課税)です。



〔表1〕休業手当・雇用調整助成金の税務上の取扱い

区 分	法人税	消費税	留意点
休業手当 (労基法26条)	人件費として全額損金算入	不課税 (給与として対価性なし)	給与所得として源泉徴収が必要
雇用調整助成金	益金算入(課税対象)	不課税 (資産の譲渡等の対価に該当せず)	休業等の事実があった事業年度に収益計上(未収計上)

2 業績が悪化したときに資金繰りを改善できる3つの制度

仕事の激減により赤字(欠損)が見込まれる場合には、納税資金の流出を抑え、あるいは納付済みの税金を取り戻す制度の活用を検討しましょう。

第一に「欠損金の繰戻し還付」です。当期に生じた欠損金を前期に繰り戻し、前期に納付した法人税の還付を請求できる制度で、前期が黒字だった会社にとって、現金が戻る即効性のある制度です。なお、還付されるのは法人税(国税)のみで、住民税・事業税に繰戻しはありません。前期も赤字で本制度が使えない場合は、欠損金を翌期以降10年間繰り越して将来の黒字と相殺する「欠損金の繰越控除」によることとなります(中小法人等は所得の100%まで控除可能)。

第二に「仮決算による中間申告」です。中間申告は前年実績の2分の1を納付する予定申告が一般的ですが、前期が黒字で当期の上半期が大幅減益・赤字という場合には、上半期を仮決算して申告することで中間納付額を抑え、資金を手元に残すことができます。

第三に「換価の猶予」です。国税を一時

〔表2〕資金繰りを改善できる主な制度

制 度	内 容	主な要件・留意点
欠損金の繰戻し還付	当期の欠損金を前期の黒字に繰り戻し、前期に納付した法人税の還付を受ける	資本金1億円以下の中小法人等。前期から連続して青色申告し、当期の申告書を期限内に提出。還付請求書を確定申告と同時に提出
仮決算による中間申告	上半期6か月を仮決算し、前年実績による予定申告より中間納付額を圧縮	本決算並みの処理が必要。仮決算による税額が予定申告税額を超える場合は選択不可。消費税はマイナスでも還付なし
換価の猶予(申請)	国税を一時に納付すると事業継続が困難な場合、原則1年(最長2年)の分割納付。延滞税の軽減あり	納期限から6か月以内に申請。猶予額100万円以下等の場合は担保不要。地方税にも同様の制度あり

に納付すると事業の継続が困難になるおそれがあるときは、納期限から6か月以内に申請することで、原則1年(やむを得ない事情がある場合は最長2年)の分割納付が認められ、猶予期間中の延滞税も軽減されます。納付が苦しくなってきたらではなく、早めに所轄税務署へご相談ください。

3 回復局面に向けて押さえておきたい優遇税制

物価高や資材高騰そのものに対する直接の減税措置は設けられていませんが、中小企業向けの優遇税制は維持・拡充されています(表3)。特に賃上げ促進税制には、赤字等で控除しきれなかった金額を5年間繰り越せる中小企業限定の仕組みがあり、業績が苦しい年の賃上げも無駄になりません。また、少額減価償却資産の特例は令和8年度税制改正により取得価額の上限が40万円未満へ拡充されており、物価高で30万円をわずかに超える備品等も対象となります。

このほか、業績悪化に伴い役員給与と期中で減額する場合は、株主や取引銀行との関係上やむを得ないといった客観的事情(業績悪化改定事由)があれば損金算入が認められますが、単なる一時的な資金繰りの都合では認められません。減額の経緯がわかる議事録等を残し、事前に税理士へご相談ください。



〔表3〕回復局面で活用したい中小企業向け税制

税 制	内 容	適用期限等
賃上げ促進税制 (中小企業向け)	給与総額1.5%以上増で増加額の15%、2.5%以上増で30%を税額控除(上乗せあり)。控除しきれない額は5年間繰越可	令和9年3月31日までに開始する事業年度。赤字の年の賃上げ分も黒字転換後に控除可能
中小企業投資促進税制／ 中小企業経営強化税制	機械装置等の取得につき30%特別償却又は7%税額控除／経営力向上計画の認定を受けた設備は即時償却又は10%税額控除等	令和7年度改正で適用期限が令和9年3月31日まで2年延長
少額減価償却資産の特例	取得価額30万円未満の資産を年間合計300万円まで全額損金算入	令和8年度改正により、令和8年4月1日以後取得分から上限が40万円未満に拡充、令和11年3月31日まで延長

※本稿の内容は令和8年6月時点の法令等に基づいています。雇用調整助成金の支給要件・助成率等の詳細は山梨労働局・ハローワークにご確認ください。

国税庁からのお知らせ はじめませんか、 税務のデジタルシフト ～ALL e-Taxでスマートに～

ALL e-Taxのご案内

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）を推進しています。

ご利用のメリット

業務の効率化



ペーパーレス化



コスト削減



法人税の電子申告のQ&A

1

Q：添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）の利用率は？

A：e-Taxで申告した法人のうち、4社に3社を超える法人が、ALL e-Taxです。

2

Q：e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は？

A：法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

財務諸表：XBRL形式・CSV形式 勘定科目内訳明細書：XML形式・CSV形式

※ PDF形式による提出が認められている書類は、リリース前別表（国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない別表）や第三者作成書類に限定されています。

3

Q：ALL e-Taxについて、もっと知りたい

A：e-Tax HP内のALL e-Taxの案内ページをご確認ください。

e-Tax HP
「ALL e-Taxについて」



Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

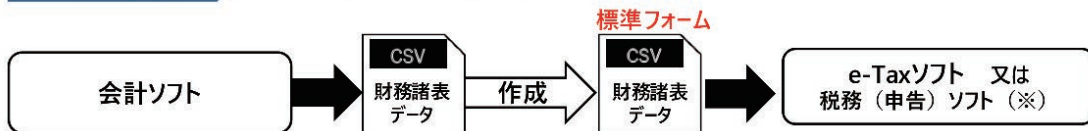
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

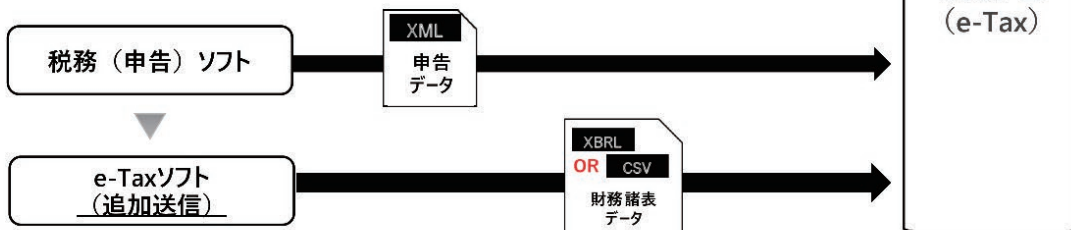


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



山梨県からのお知らせ



インターネットで簡単・便利！ 県税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『eLTAX』（エルタックス）を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

納付額が変わらなければ先の先まで予約できる点が便利！

実際にやってみたら簡単だった！

導入した皆様の声

訪問支援でサポートしてもらい導入できました！

こんなメリットが！

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料

eLTAX について更に詳しい情報は
《eLTAX ホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で納付できるため、事務負担の軽減につながり、特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付が、とても簡単・便利になります！

電子納税ができる地方税の種類

- ①個人住民税（特別徴収分） ②法人県民税 ③法人事業税
- ④特別法人事業税（地方法人特別税） ⑤法人市町村民税
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など



◆事業所訪問による利用開始支援&個別相談会を行っています◆

- 県では、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問してeLTAX や e-Tax（国税電子申告・納税システム）のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援する「帯同訪問」を行っています。
- また、eLTAX や e-Tax の導入に関するお悩みや疑問点などにお答える「個別相談会」を金融機関の店舗ロビーなどで開催しています（現在、場所・日時ともに不定期で開催しています）。
- 皆さまの納税事務の効率化のため、ぜひ、「帯同訪問」と「個別相談会」を積極的に御活用ください。

【問い合わせ先】 山梨県総務部税務課 TEL: 055-223-1386
<https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>



新入会員紹介（令和8年4月～6月）（順不同・敬称略）

株式会社昭和土地

代表者 山中 邦雄
業種 不動産業
住所 甲斐市富竹新田 245-2
TEL055-276-0002 FAX055-276-7158
U R L <https://www.shouwatochi.com/>

株式会社小町

代表者 北原 こちづ
業種 建設業
住所 北杜市小淵沢町 942-1
TEL0551-36-6321

株式会社グランツ

代表者 羽中田 麻由
業種 自動車（Audi）販売業（小売）及び整備業
住所 甲斐市西八幡 3825-1
TEL055-260-6650 FAX055-260-6651

株式会社 Vinge

代表者 羽中田 麻由
業種 自動車（VOLVO）販売業（小売）及び整備業
住所 甲府市貫川 1-5-62
TEL055-236-3315 FAX055-236-3316

株式会社 Wing

代表者 羽中田 麻由
業種 自動車（BYD）販売業（小売）
住所 甲府市貫川 1-5-1
TEL055-267-5200 FAX055-267-5722

株式会社さくらジュエリー

代表者 ソンキヤ ナビン
業種 貴金属小売業
住所 甲府市幸町 23-6 世界貿易ビル
TEL055-244-8799 FAX055-226-4964
U R L <http://www.nsscollection.co.jp/sakura-jewelry/>

株式会社ベネジアジュエルズ

代表者 ソンキヤ ナビン
業種 貴金属小売業
住所 甲府市幸町 23-6 世界貿易ビル
TEL055-244-7873 FAX055-226-4964
U R L <http://www.veneziajewels.jp>

株式会社シーキューブデザイン

代表者 小林 拓矢
業種 デザイン
住所 甲府市朝日 5-7-2
TEL055-269-8405
U R L <https://c3dinc.com/>

Cho・te OHANA's kitchen

代表者 鈴木 優加
業種 飲食業
住所 甲府市徳行 2-1-3
TEL080-5077-5580

有限会社えいせい

代表者 五味 ゆかり
業種 飲食業
住所 甲府市下今井 2998
TEL0551-28-1111 FAX0551-28-2939

株式会社 e.Amber

代表者 齊藤 愛一郎
業種 建設業
住所 南アルプス市澤登 40-1
TEL070-4412-5457

株式会社シップス

代表者 鹿島 淳慈
業種 情報通信（ソフトウェア開発）
住所 甲府市川田町アリア 108
TEL055-222-6300 FAX055-222-6310
U R L <https://www.sips-kk.com/>

株式会社 VC 山梨

代表者 高谷 竜太
業種 スポーツチーム運営
住所 中巨摩郡昭和町河東中島 1151-7
TEL055-287-8925
U R L <https://vcyamanashi.com>

外国人総合支援株式会社

代表者 項 雅静
業種 外国人支援サービス
住所 甲府市丸の内 2-2-1 CROSS500 1F
TEL070-9092-3598
U R L <https://foreigner-comprehensive-support.com/>

株式会社アグリゲート

代表者 安達 伸
業種 貴金属・装身具類の販売
住所 甲府市大里町 3718-3
TEL055-243-6678 FAX055-244-3020

株式会社プロフェッションネットワーク

代表者 和田 充弘
業種 教育サービス
住所 東京都千代田区神田三崎町 3-2-18
TEL03-5276-8887 FAX03-5210-7120
U R L <https://profession-net.com>

大柴 佳世子

住所 甲府市中央 5-5-29
TEL090-8871-0350

矢崎浩税理士事務所

代表者 矢崎 浩
業種 税理士業務
住所 甲府市下飯田 1-6-25
TEL055-228-5885 FAX055-222-2551
U R L <https://www.yasaki-accounting.com>

研修会等予定

○決算法人説明会

9月2日（水） 山梨県立青少年センター

【内容】法人税・消費税の申告について
源泉徴収事務における留意点
事業者のデジタル化促進について

○新設法人説明会

9月15日（火） 甲府法人会館

【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
源泉徴収事務について
事業者のデジタル化促進について

○知らない損する！源泉所得税のポイント総整理

（第2回）8月27日（木） アピオ甲府タワー館

【初級・上級合同内容】労務関係

（第3回）9月17日（木） アピオ甲府タワー館

【初級内容】特殊な給与・現物給与の取扱
【上級内容】特殊な給与・現物給与の取扱

（第4回）10月15日（木） アピオ甲府タワー館

【初級内容】年末調整事務

【上級内容】報酬・料金の源泉徴収事務

○令和8年度 法人関係税制改正セミナー

10月6日（火） 甲府法人会館

【内容】令和8年度 法人に関する税制改正について
「法人会自主点検チェックシート」の解説

発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 太田 丈三

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-1237-7774

印刷所

株式会社サンニ印刷

発行日

令和8年8月19日



Business Guard

AIG
AIG 損保

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない
場合もございますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

山梨支店

〒400-0032

山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F

TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

